

F.J.GRAPPLE 会員規約

第1条 名称・所在地・運営

本クラブは、エフジェイグラップル（以下、「クラブ」という）と称し、事務局は新潟県新潟市東区津島屋3丁目208番地におく。なお、クラブは、株式会社不二産業（以下、「会社」という）が運営管理する。

第2条 目的

1. クラブは、会員児童に、レスリングと体操を通じて心と体の健全を図ること。
2. クラブは、会員児童に、成功体験を通じて自信をつけさせること。

第3条 会員

クラブの会員は、指導を受ける児童（以下、「会員児童」という）とその保護者（以下、「会員保護者」という）を指す。なお、以下「会員」と記されたものは、会員児童並びに会員保護者両方を指す。

第4条 入会資格

1. 会員児童
 - (1) クラブに入会を希望する幼年から中学生までの男女。
 - (2) クラブの秩序を乱す行為、他の会員への迷惑行為を行わない者。
 - (3) 本会員規約並びにクラブ利用細則に従う者。
 - (4) 医師等に運動を禁じられていない者。
 - (5) 他の会員に、伝染または感染する恐れのある疾病を有していない者。
2. 会員保護者
 - (1) 本会員規約並びにクラブ利用細則に従う者。
 - (2) クラブの秩序を乱す行為、他の会員への迷惑行為を行わない者。
 - (3) 所定の年会費、月会費その他費用を遅滞なく支払う者。
 - (4) 暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者、または、その構成員その他反社会的勢力でない者。
 - (5) 刑事処罰等を受けたことがない者。
3. 前項の資格要件を満たす場合でも、入会を許可しない場合がある。

第5条 入会手続き

1. 入会希望者は、前条の1項(1)から2項(6)まですべて満たすことを確認し、本会員規約並びにクラブ利用細則を承認のうえ、会社所定の申込書を提出すること。
2. クラブより入会の承認を受けた場合は、年会費及び1ヶ月分の月会費を支払うこととし、支払いが完了した時点で入会とする。

第6条 会員情報

1. 会員は、入会手続き及びクラブの活動をするに際して、会社が定める住所、氏名、年齢性別、連絡先、緊急連絡先、その他会員の情報（以下「会員情報」という）を正しく会社に申告すること。
2. 会員情報に変更があったときは、速やかに当該変更を記した変更届を提出すること。
3. クラブは、会員が事故、怪我等をされた場合、必要な範囲でご家族、会社及び病院その他医療関係者に情報を開示することができる。
4. クラブは、会員から申告された会員情報に基づいて対応するものとし、会員が会員情報を正確に申告しなかったことに起因する不利益に対し、何ら責任を負わないものとする。
5. クラブは、会員情報を運営上の目的以外の用途で利用してはならない。
6. 会員は、クラブ活動で得られた情報・写真・動画を、クラブ並びに対象（被写体）の会員から承諾を得ない限り SNS その他インターネット上に公開してはならない。

第7条 会社ホームページの情報掲載

1. 会社は、クラブ運営を目的に、練習風景、イベント活動、大会成績などクラブ活動に関わる写真、動画、その他情報を掲載することができる。
2. 会社は、会員氏名、個人が特定できる写真・動画の掲載は、会員の承諾を得なければならぬ。

第8条 会費

1. 会費は以下のものをいう。
 - (1) 年会費（施設維持管理・スポーツ保険に充当）
 - (2) 月会費（指導料・水道光熱費・施設利用料）
2. 一旦入金した会費は、如何なる理由があっても返還しない。
3. 月会費は、1ヶ月分を前納する。
4. 経済情勢に変動が生じた場合は、会社の決定に基づき実施の3ヵ月前までに会員に対し予告することにより会費額を変更することができる。

第9条 利用可能施設

会員は、下記の施設を利用できることとする。

- (1) 新潟県新潟市東区津島屋7丁目50番地2
 - ・旧不二産業本社事務所 1.2階部分
 - ・建物正面駐車場

第10条 施設利用方法

会員は、第9条記載の施設を利用する際は、本会員規約並びにクラブ利用細則に従い利用すること。

第11条 自己責任

1. 会員は、クラブの活動に当たって、自己の責任において行動するものとし、盗難、傷害等の事故が起こっても、会社、クラブ、指導員に対し、一切の損害賠償を請求しないこと。
2. クラブは、事故発生において応急措置を行う以外、一切の責任を負わない。活動中及びその往復の事故や怪我に対する補償は、財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険の範囲内とする。
3. 体験レッスン（スポーツ保険未加入）時に、怪我、盗難、傷害等の事故が起こったとしても、会社、クラブ、指導員に対し、一切の損害賠償を請求しないこと。

第12条 会員資格喪失

1. 退会又は死亡したとき
2. 会社が請求する会費の支払いがなされないとき。
3. 第13条記載の除名処分を受けたとき。

第13条 除名

1. 本会員規約並びにクラブ利用細則に違反したとき。
2. インターネット上の書き込み、新聞・雑誌等への投稿において、クラブ及び会社、指導員又は他の会員等（以下「関係者」という。）を誹謗中傷する言動（誹謗中傷と誤解される言動を含む。）、関係者の名誉や信用を害する言動、関係者の秘密の漏洩と察知されるような言動を行ったとき。
3. 他の会員に対する迷惑行為があると判断したとき。
4. 会費等の支払いを2カ月以上滞納し、会社の請求に応じなかったとき。
5. 暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者、または、その構成員その他反社会的勢力であると判断したとき。
6. 刑事処罰を受けたとき。
7. 理由の如何を問わず、除名が妥当であると会社が判断したとき。

第14条 会員の義務

1. 会員は、本会員規約並びにクラブ利用細則を遵守し、会員相互の親睦交流や競技に努めること。
2. 身なり（服装・髪・爪など）は清潔を常とし、活動に適した服装で参加すること。
3. 活動の前後は、参加者全員で設営・清掃・片付けを行うこと。但し、体操コースの会員は、その限りではない。

第15条 活動の休止

クラブの活動は、管理責任者及び管理責任者が定めた指導者の指導・管理によって活動を行う。万が一、指導者が不在の場合は、原則活動を休止する。休止した場合の返金は行わない。

第16条 大会・合同練習の参加資格

1. 大会、合同練習に参加する会員は、日々の活動において積極的に参加している者とする。
2. クラブの判断により、会員の参加を許可しない場合がある。

第17条 振替

1. レスリングコースの会員は、振替を認めない。
2. 体操コースの会員は、全員が週1回の参加である限り振替を認める。振替は、不参加となった活動日と同じ月の中で行うこと。
3. 振替参加をする場合は、事前に管理責任者へ報告すること。

第18条 休会・復会

1. 会員が1ヵ月以上の休会をする場合は、休会の30日前までに休会届を提出すること。
なお、休会届は、必ず復会する日を明記すること。復会する日の記載無き場合は、退会と判断する。
2. 会費等の未納分がある場合は、休会日までに残金全額を一括して支払うこと。
3. 休会期間中の会費の支払いは、休会届を提出した場合に限り不要とする。
4. 会員が復会する場合は、復会する月の最初の活動日までに当月分の支払いを行うこと。

第19条 退会

1. 会員が退会する場合は、退会の30日前までに退会届を提出すること。
2. 会費等の未納分がある場合は、退会日までに残金全額を一括して支払うこと。
3. 会員が復会日の記載のない休会届けを提出した場合は、退会とする。
4. 休会期間が3ヵ月を経過したとき。
5. 会員が退会した場合は、速やかにグループラインから退席すること。なお、退席しない場合は管理責任者が退会者を削除する。
・ 会員児童がクラブの会員対象期間を超えた場合。なお、会員児童が退会した後も、会員保護者が継続してクラブに協力する場合は、クラブの参加を認め、グループラインも継続参加することが出来る。

第20条 免責事項

1. クラブ及び会社は、クラブ施設内及び施設近隣、または大会・合同練習等で発生した事故、傷害、後遺障害、盗難等について一切の責任を負わない。
2. 会員が、病気、怪我、事故等により活動を継続することが難しくなったときは、会員の実費にて治療・帰宅させる権利をクラブが有することに同意し、クラブやその他関係者に対し、一切の損害賠償を請求しないこと。

第21条 保護者会

クラブは、組織運営を円滑に行うため、会員から保護者会役員を選出し、エフジェイグラッフル保護者会をおき、児童の育成とクラブ行事等に協力していく。

第 22 条 クラブの閉鎖

会社は、天災地変及び著しい社会情勢の変化、並びに会員数の大幅な減少によりクラブ運営の継続が困難な状況に陥ったとき、無条件にクラブの閉鎖をすることができる。

第 23 条 付則

本会員規約並びにクラブ利用細則の改定及び変更は、会社の定めによるものとし、その効力は改定及び変更の通知をした時点をもって、全ての会員に及ぶものとする。

令和 1 年 10 月 1 日制定・施行
令和 4 年 4 月 1 日一部改定